

8 . (横断的事項) サービスの質を踏まえた報酬設定 / 客観性・透明性の高いデータに基づく報酬改定に係る検討

(1) 検討の背景と目的

調査の背景

平成30年度報酬改定検討チームでは「現行の報酬については、サービス提供者側の体制という形式的な要件で決まっている中で、それが本当にいい支援かどうかは別物である。そうした中で、非常に難しいことであるが、科学的なエビデンスに基づいた支援の質を考えなければならない。」との意見があった。次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、次期報酬改定において、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。

検討の目的

上記の課題「科学的なエビデンスに基づいたサービスの質を報酬体系に反映させる手法の検討」及び「報酬改定の基礎となる諸情報（データ）について、客観性・透明性の高い手法により把握」に資する資料を提供するための検討を行う。

(2) 委員会での検討内容

全4回の委員会のうち、第2回・第3回委員会で当該テーマについての検討を行った。

第2回委員会での検討内容

サービスの質について

「科学的なエビデンスに基づいたサービスの質を報酬体系に反映させる手法の検討」に当り、そもそも「サービスの質とは何か」についてご意見をいただいた。

サービス等利用計画は、障害者がこういう暮らしがしたいという希望をかなえるための計画である。地域に必要なサービスを提供する事業所がない等の理由で希望をかなえられない場合は、自立支援協議会等にあげて地域の資源を育てていく働きかけもできる。サービス等利用計画やサービス提供によって、思い描いた暮らし方をどの程度実現できたかが「サービスの質」になると思う。その評価においては、地域の資源の状況等を考慮する必要がある。

障害福祉の業界では、保護者だけでなく利用者本人を交えての説明がスタンダードになりつつあるので、利用者本人を交えて選択肢の提示をしているか否かがサービスの質にかかわる。したがって、障害福祉サービス等情報公開制度 について、「サービスの質」の評価の観点からみれば、利用者本人を交えて選択肢の提示をしているかを報告事項に加えた方がよい。また、モニタリングの頻度も大事であるが、サービス提供開始時の説明と同様に利用者本人を交えてモニタリングしているかが大事である。利用者本人が不在のまま、特定のサービスを利用し続けるのではなく、あくまでも利用者本人の意思が尊重されたなかで利用が継続されなければならない。したがって、利用者本人の意思の把握方法と工夫についての職員研修の実施状況とか、定期的に見直しを行っているかといったところも「サービスの質」の評価で重要となる。

障害福祉サービス等情報公開制度については、附録を参照。

利用者の類型化とサービスパッケージについて

認定調査項目などのデータに基づいて利用者の類型化ができるならば、各類型に属する利用者が何人程度いるかが分かるだろう。それが家族介護の状況や居住地域の状況によって、どのように変化するかを分析する必要がある。

個々を見ていくと、その利用者の将来の人生設計に必要なサービスが使いにくくなると思う。だから報酬設定の発想の転換がすごく重要で、家族介護で賄われている部分を含めて類型化を行うのは重要だと思う。例えば生活介護に通っている利用者で、親が送迎をしているものの、親が高齢化して送迎できなくなった将来において、どのようなサービスが必要となるかも含めての類型化を考えなければならないのではないか。

利用者の類型別に給付実績データ等を分析することで、市町村が典型的なサービスの組合せ（サービスパッケージ）を検討できるようになるだろう。支給決定の結果、どういうサービス利用になっていて、何を地域が提供しようと思っているのかについて、もともとの背景が区分化されていれば、データが蓄積されていくことで、区分化された背景と類型化された利用者の対応の状況の理解が深まり、いくつかの典型的なサービスパッケージという形で、支援内容やサービスの組合せをデータから示すことができるかも知れないと思っている。

障害支援区分が同じであっても、親離れ・子離れが必要な人へ提案するサービスパッケージと、中途障害になって復職も検討している人へ提案するサービスパッケージが違うのは当然である。

類型別の利用者数の分布と、年間の予算額が分かれば、サービスパッケージと利用者の類型の対応に基づいて、各サービス内容への予算額の配分を議論できるだろう。現状では、サービス内容ごとの報酬改定の議論になっている。

第3回委員会での検討内容

障害福祉サービスの「質」に関する基本的な考え方について、事務局からの依頼により委員が作成し委員会へ提出した資料の内容を示す（原文）。

はじめに、「質」に関する基本的な考え方

（ 1 ）生活支援の3側面

生活支援において重要となる側面は、次の3つがあると考えられる。

形で見えるもの = 具体的な生活支援領域：例えば金銭の出納・財産の管理、住居の確保・改善、食事の提供、保健・衛生、身づくり・身だしなみ、余暇・教養、交流・交際・人間関係、異性との交際・結婚、就労支援（就職、離・転職を含む）など。

形に見えづらいもの = ライフステージごとの生活課題：例えば、乳幼児期には愛着形成や能力に応じた心身の発達、学齢期には豊かな生活体験を積み生活スキル（性に関することを含む）を培い自己理解を深めると共に自己肯定感を持てるようになること、成人期には対人関係スキルや就労スキルを身に付け自分なりの生活（結婚を含めた）を描けるようになり親離れすること、成人期中～後期には、健康面・精神面の現状維持や離転職、身近な人の死に対応すること、高齢期には自己の心身の状況に適応し生活を変えるなど。

形に見えないもの = 人の内面に培われるもの：自尊感情、自己認識、生活意欲・生活イメージ、生活スキルなど。

（ 2 ）質のとらえ方

上記のうち、については量的な測定が容易であるが、実施の有無や頻度だけでは質は判断できない。質とは、を基盤に、にどのように取り組み【方法】、を作ること（または維持すること）につながられているか、が問われるものである。また、の実施のためには、家族への支援も視野に入れなければならない。

(3) 提言

障害福祉サービス等情報公開制度におけるサービスの質に係る項目の検討

現時点の報告項目には、「利用者のプライバシー保護のための取組」、「相談、苦情の対応のための取組」、「サービスに係る計画等の見直しの実施の状況」、「相談支援専門員との連携状況」、「主治医との連携状況」といった障害福祉サービス等の内容に関する事項が含まれているが、サービスの質に係る項目を追加することについて検討すべきである。

サービスの質を評価する方法の検討

様々なデータに基づき、定量的な分析に加えて、定性的な分析によりサービスの質を評価するための具体的な手法を検討することが重要である。

利用者の類型化とサービスパッケージに係る分析と検討

・障害福祉の介護給付サービスの利用者については、障害支援区分の認定調査項目、居住地域の状況等により可能な範囲で利用者を類型化した上で、利用者の類型別の給付実績データ等を分析することで、類型別の標準的なサービスの組合せ（サービスパッケージ）を示せるのではないかと。

なお、サービスパッケージの検討は、サービス給付の実態データに基づいておこなわれることが重要であるため、実際の給付内容の個票データを利用した分析が必要と考えられる。

・類型別の利用者数の分布と、年間の給付費が分かれば、各サービス内容への予算額の配分を議論できるのではないかと。

・ただし、類型化と標準的なサービスパッケージについて、環境や利用者のニーズによって変わる点に留意が必要である。

(附録) 障害福祉サービス等情報公開制度について

障害福祉サービス等を利用する障害児者等が、各事業所が提供するサービス内容等を適切に評価した上で、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択するため、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により情報公表制度が創設（平成30年4月施行）され、平成30年9月28日から「障害福祉サービス等情報公表検索サイト（以下、「情報公表サイト」という。）が運用されている。

* 法律上、事業所の設置者は都道府県等へ省令で定める公表情報を報告し、都道府県等は報告を受けた当該情報を公表することを義務付けている。（その公表の場所として上記サイトが活用されている。）

◆ 背景

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

◆ 目的

- 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

◆ 公表対象となる事業者

| 介護給付 | 訓練等給付 | その他の給付 |
|------------|------------|----------------|
| 居宅介護 | 自立訓練（機能訓練） | 計画相談支援 |
| 重度訪問介護 | 自立訓練（生活訓練） | 地域相談支援（地域移行支援） |
| 同行援護 | 宿泊型自立訓練 | 地域相談支援（地域定着支援） |
| 行動援護 | 就労移行支援 | 福祉型障害児入所施設 |
| 重度障害者等包括支援 | 就労継続支援A型 | 医療型障害児入所施設 |
| 療養介護 | 就労継続支援B型 | 児童発達支援 |
| 生活介護 | 就労定着支援 | 医療型児童発達支援 |
| 短期入所 | 自立生活援助 | 放課後等デイサービス |
| 施設入所支援 | | 居宅訪問型児童発達支援 |
| 共同生活援助 | | 保育所倒訪問支援 |
| | | 障害児相談支援 |

◆ 公表事項

| | 公表事項の詳細 |
|------|--|
| 基本情報 | 1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 名称、所在地、電話番号その他の連絡先 代表者の氏名、設立年月日、等 |
| | 2. サービスを提供する事業所等に関する事項 名称、所在地、電話番号その他の連絡先指定事業所番号 管理者の氏名、事業開始年月日 事業所等の財務状況、等 |
| | 3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 職種別の従事者数、勤務形態、労働時間、従業者一人当たり利用者数 従業者の障害福祉サービス業務に従事した経験年数 従事者の資質向上に向けた取組の実施状況、教育訓練制度、等 |

| 公表事項の詳細 | |
|---------|--|
| 基本情報 | 4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 事業所等の運営方針 サービスを提供している日時、地域 サービス内容、サービスの利用者への提供実績 事業所の設備、苦情対応窓口の設置状況、等 |
| | 5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項 障害福祉サービス等以外のサービスに関する費用（食事費用等） |
| | 6. その他都道府県知事が必要と認める事項 |
| | |
| 運営情報 | 1. 障害福祉サービス等の内容に関する事項 サービス提供開始時における利用者に対する説明の実施状況、等 利用者本位の障害福祉サービス等の質の担保のための取組状況 ・重度肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組 ・利用者のプライバシー保護のための取組 相談、苦情の対応のための取組 サービスの内容の評価、改善のための取組状況 ・サービスの提供状況の把握のための取組 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 障害福祉サービスの質の確保、透明性の確保のための外部連携状況 ・相談支援専門員との連携状況 ・主治医との連携状況 |
| | 2. 障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項 適切な事業運営・管理のための取組 ・事業運営の透明性の確保、等 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報共有の状況 ・サービス提供に必要な情報を、従業員間で共有するための取組 ・従業員に対する指導の実施の状況 安全管理、衛生管理等の体制 情報管理等の体制 障害福祉サービス等の質の確保のための取組 ・従業員等への研修の実施状況 ・サービス提供のためのマニュアル活用や見直しの実施状況 |

財務諸表等の公表については、省令で定める公表情報で「事業所等の財務状況」と記載されており、さらに、情報公表制度の施行に係る障害福祉課長通知において以下のとおり、明確化されている。

事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）

- ・ 事業活動計算書（損益計算書）
- ・ 資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）
- ・ 貸借対照表（バランスシート）

就労継続支援A・B型：事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）

- ・ 就労支援事業事業活動計画書
- ・ 就労支援事業別事業活動明細書

◆ 情報公開の流れ

- 事業所による都道府県知事への報告、および、各都道府県等における当該報告の受理・確認・公表は、全国一律の情報公開システムで実施。
- 報告は、毎年、都道府県が定める時点で実施。
- 上記システムにより、利用者等がインターネット上で、全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報を閲覧・検索可能。



